処 分 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名:風営適正化法

根 拠 条 項:第31条の15第2項

処 分 の 概 要:店舗型電話異性紹介営業の廃止命令

原権者(委任先):島根県公安委員会

法 令 の 定 め:

法第31条の13第1項において準用する第28条第1項・第2項(店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等)

処 分 基 準:別紙2のとおり

問 合 せ 先:島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(0852-26-0110内線3031)

備 考:

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

(用語の意義)

- 1 この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 「取消し」とは、法第26条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づき、風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。
- (2) 「営業停止命令」とは、法第26条、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 「営業廃止命令」とは、法第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号又は第31条の15第2項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。
- (4) 「指示処分」とは、法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定に基づき、指示をすることをいう。
- (5) 「法令違反行為」とは、法令(法に基づく条例を含む。)に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第3条第2項(第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第30条第1項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第35条若しくは第35条の2に掲げる罪に当たる違法な行為(2において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。)若しくは令第17条、第18条、第20条、第21条若しくは第28条に定める重大な不正行為(以下「政令で定める重大な不正行為」という。)をいう。

(複数の営業所に係る営業停止命令等)

2 二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の一の営業所における 法令等の違反について、当該営業所に係る営業の停止等を命ずる場合、同様の違反が他 の営業所においても行われる蓋然性が高く、かつ、指示によっては法の目的を達成する には十分でないと考えられるときには、当該違反の事実を根拠として、当該他の営業所 に関しても営業の停止等を命ずることができる。

(指示処分との関係)

- 3 風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令(法第26条第2項及び第31条の25第2項の規定に基づくものを除き、風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する複数の営業所に係る命令等を含む。以下同じ。)又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由(以下「処分事由」という。)について指示処分(風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する複数の営業所に係る指示処分を含む。以下同じ。)を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第3条第2項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行っても差し支えない。
- (1) 同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの(法に掲げる罪に当たる 違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。)を短期間に繰り返し、指導や 警告を無視し、又は複数の法令違反行為を行うなど指示処分によっては自主的に法令 を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合
- (3) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合(起訴相当として送致した場合に限る。)
- (4) 短期20日以上の量定に相当する処分事由(法に基づく条例の違反に係る処分事由であって各都道府県において短期20日以上の量定が定められているものを含む。)に当たる法令違反行為が行われた場合
- (5) (1) から (4) までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

(量定)

- 4 取消し又は営業停止命令(法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく場合を除く。)の量定(以下単に「量定」という。)の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。
- (1) 風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等 営業又は接客業務受託営業
 - A 風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあっては取消し。飲食店営業、興行場営業、 特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあっては、6月の営業停止命令。

- B 40日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は、3月。
- C 20日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は、40日。
- D 10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日(別表の処分事由1(36) 遊技機変更届出義務違反にあっては基準期間1月)。
- E 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。
- F 5日以上20日以下の営業停止命令。基準期間は、7日。
- G 営業停止命令を行わないもの(指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に 当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。)
- H 5日以上80日以下の営業停止命令(別表の処分事由1(37)及び6(32)条例の遵守 事項違反については、各都道府県において5日以上80日以下の範囲内で定める量定 による。)。その基準期間は、以上の基準に準じて各都道府県において定めるところ による。
- (2) 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業
 - A 8月の営業停止命令
 - B 2月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は、4月。
 - C 1月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は、2月。
 - D 20日以上4月以下の営業停止命令。基準期間は、1月。
 - E 10日以上2月以下の営業停止命令。基準期間は、20日。
 - F 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。

(取消し)

5 取消しは、量定がAである処分事由がある場合及び11前段に定める場合のほか、4及び8から11までに定めるところにより、量定の長期が6月に達した場合で、12(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

(営業廃止命令)

6 営業廃止命令は、4及び8から11までに定めるところにより、量定の長期が8月に達した場合で、12(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

(情状による軽減)

7 取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取 消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量 定は、2月以上6月以下の営業停止命令とする。 (営業停止命令の併合)

8 処分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

(複数の営業所に係る営業停止命令の処理)

9 二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に関して、一の営業所における法令違反行為を処分事由として他の営業所に係る営業停止命令を行おうとするとき、当該他の営業所に関しても別の法令違反行為に基づく営業停止命令を行おうとしている場合には、当該法令違反行為が一の営業所における法令違反行為と同種の法令違反行為であるか否かを問わず、これらの法令違反行為は8に定めるところにより、併合される。

他方で、同一の営業者が営む複数の営業所への客引き行為など、一つの法令違反行為 が複数の営業所に係る法令違反行為となる場合には、それぞれの営業所に関する一つの 法令違反行為として、併合することなく営業停止命令を行うものとする。

(観念的競合)

10 2以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(常習違反加重)

11 最近1年間に2月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。

また、最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について4及び7から10までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数の2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

(営業停止命令に係る期間の決定)

12 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて6月又は8月とする。

また、量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、3に定める基準期間(8又は9前段に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、10に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、11後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によることとする。

(2) 量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に 掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、 情状により、4及び7から11までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減す るものとする。

また、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、2月を下限として(1)前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- (ア) 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
- (イ) 指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を 行ったこと。
- (ウ) 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
- (エ) 従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。
- (オ) 悔悛の情が見られないこと。
- (カ) 付近の住民からの苦情が多数あること。
- (キ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
- (ク) 16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。
- イ 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
 - (ア) 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。
 - (4) 営業者(法人にあっては役員)の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る 法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。
- (ウ) 最近3年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。
- (エ) 具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。
- (3) 法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく取消しに伴う場合は6月、法第30条第2項の規定に基づ

く営業廃止命令に伴う場合は8月とし、法第26条第1項、第30条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。

(4) 一の営業所に関する法令違反行為について、当該営業所のほか、他の営業所に関しても営業停止を命ずる場合、これらの営業停止の期間は、必ずしも同一である必要はなく、営業所ごとに過去の違反歴等の個別具体の事情に応じて決定される。

(行政処分相互の関係)

- 13 取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令(法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づくものを除く。)は行わないものとする。
- 14 営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当 該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表

| | 処 分 事 由 | 関係条項 | 量定 |
|----------|-------------------------------------|----------------------|----|
| | 風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令 第26条第1項) | | |
| <法 | 告しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定 | | |
| | マナる行為> | | |
| (1) | 無許可風俗営業 | 第3条第1項、第49条第1号 | Α |
| (2) | 不正の手段による風俗営業の許可の取得 | 第3条第1項、第49条第2号 | A |
| (3) | 許可申請書等虚偽記載 | 第5条第1項、第55条第1号 | Е |
| (4) | 許可証亡失・滅失届出義務違反 | 第5条第4項 | G |
| (5) | 許可証等掲示義務違反 | 第6条、第56条第1号 | G |
| (6) | 不正の手段による風俗営業の相続承認の取得 | 第7条第1項、第49条第2号 | Α |
| (7) | 不正の手段による風俗営業の合併承認の取得 | 第7条の2第1項、第49条第2号 | A |
| (8) | 不正の手段による風俗営業の分割承認の取得 | 第7条の3第1項、第49条第2号 | Α |
| (9) | 相続承認時許可証書換え義務違反 | 第7条第5項、第56条第2号 | G |
| (10) | 合併承認時許可証書換え義務違反 | 第7条の2第3項 (第7条第5項)、 | G |
| | | 第56条第2号 | |
| (11) | 分割承認時許可証書換え義務違反 | 第7条の3第3項(第7条第5項)、 | G |
| | | 第56条第2号 | |
| (12) | 構造・設備の無承認変更、不正の手段による変更 | 第9条第1項、第51条第1項第1号 | A |
| 1 | こ係る承認の取得 | ・第2号 | |
| (13) | 変更届出義務違反 | 第9条第3項、第56条第3号 | F |
| (14) | 変更届出に係る許可証書換え義務違反 | 第9条第4項 | G |
| (15) | 特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更に | 第9条第5項後段、第55条第2号 | Е |
| · 6 | 系る届出義務違反 | | |
| (16) | 許可証返納義務違反 | 第10条第1項第3号、第56条第4号 | G |
| (17) | 不正の手段による特例風俗営業者の認定の取得 | 第10条の2第1項、第51条第1項第 | В |
| | | 3号 | |
| (18) | 認定申請書等虚偽記載 | 第10条の2第2項、第55条第3号 | Е |
| (19) | 認定証亡失・滅失届出義務違反 | 第10条の2第5項 | G |
| | | | |

| (20) | 認定証返納義務違反 | 第10条の2第7項第2号・第3号、第 | F |
|------|------------------------|--------------------|---|
| | | 56条第5号 | |
| (21) | 名義貸し禁止違反 | 第11条、第49条第3号 | Α |
| (22) | 構造・設備維持義務違反 | 第12条 | D |
| (23) | 営業時間制限違反 | 第13条第1項・第2項 | С |
| (24) | 迷惑行為防止措置義務違反 | 第13条第3項 | D |
| (25) | 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反 | 第13条第4項 | D |
| (26) | 照度規制違反 | 第14条 | Е |
| (27) | 騒音・振動規制違反 | 第15条 | D |
| (28) | 広告・宣伝規制違反 | 第16条 | D |
| (29) | 料金表示義務違反 | 第17条 | С |
| (30) | 年少者立入禁止表示義務違反 | 第18条 | С |
| (31) | 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反 | 第18条の2 | D |
| (32) | 客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制違反 | 第18条の3 | В |
| (33) | 遊技料金等規制違反 | 第19条 | D |
| (34) | 遊技機規制違反 | 第20条第1項 | В |
| (35) | 遊技機の無承認変更、不正の手段による遊技機の | 第20条第10項(第9条第1項)、第 | Α |
| 茤 | 変更に係る承認の取得 | 51条第1項第1号・第2号 | |
| (36) | 遊技機変更届出義務違反 | 第20条第10項(第9条第3項第2 | D |
| | | 号)、第56条第3号 | |
| (37) | 条例の遵守事項違反 | 第21条に基づく条例 | Н |
| (38) | 客引き禁止違反 | 第22条第1項第1号、第53条第1号 | В |
| (39) | 客引き準備行為禁止違反 | 第22条第1項第2号、第53条第1号 | В |
| (40) | 年少者接待業務従事禁止違反 | 第22条第1項第3号、第51条第1項 | Α |
| | | 第4号 | |
| (41) | 年少者接客業務従事禁止違反 | 第22条第1項第4号、第51条第1項 | Α |
| | | 第4号 | |
| (42) | 年少者の立ち入らせ禁止違反 | 第22条第1項第5号、第51条第1項 | В |
| | | 第4号、第22条第2項に基づく条例 | |
| (43) | 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違 | 第22条第1項第6号、第51条第1項 | В |
| 万 | $\vec{\zeta}$ | 第4号 | |
| (44) | 接待飲食営業を営む者の禁止行為違反 | 第22条の2、第53条第2号 | В |
| (45) | 現金等提供禁止違反 | 第23条第1項第1号、第53条第3号 | В |
| (46) | 賞品買取り禁止違反 | 第23条第1項第2号、第53条第3号 | В |
| (47) | 遊技球等持ち出し禁止違反 | 第23条第1項第3号、第23条第3 | Е |

| | 項、第55条第4号 | |
|-------------------------------------|--------------------|---|
| (48) 遊技球等保管書面発行禁止違反 | 第23条第1項第4号、第23条第3 | Е |
| | 項、第55条第4号 | |
| (49) 賞品提供禁止違反 | 第23条第2項、第53条第4号 | С |
| (50) 管理者選任義務違反 | 第24条第1項、第55条第5号 | Е |
| (51) 管理者講習受講義務違反 | 第24条第7項 | G |
| (52) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営 | 第28条第1項・第2項に基づく条例、 | Α |
| 業の営業(風俗営業者が違反) | 第49条第5号・第6号 | |
| (53) 無許可特定遊興飲食店営業(風俗営業者が違反) | 第31条の22、第50条第4号 | Α |
| (54) 従業者名簿備付け記載義務違反 | 第36条、第54条第3号 | D |
| (55) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反 | 第36条の2第1項、第54条第4号 | D |
| (56) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義 | 第36条の2第2項、第54条第5号 | D |
| 務違反 | | |
| (57) 報告・資料提出義務違反 | 第37条第1項、第54条第6号 | D |
| (58) 立入の拒否、妨害、忌避 | 第37条第2項、第38条の2第1項、 | D |
| | 第54条第7号 | |
| <他の法令の規定に違反する行為> | | |
| (59) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186 | | Α |
| 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的 | | |
| に係る部分に限る。以下(59)において同じ。)、第2 | | |
| 26条、第226条の2(第3項については、営利又はわ | | |
| いせつの目的に係る部分に限る。以下(59)において | | |
| 同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224 | | |
| 条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の | | |
| 3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限 | | |
| る。以下(59)において同じ。)若しくは第3項(営 | | |
| 利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(59) | | |
| において同じ。) 又は第228条(同法第224条、第225 | | |
| 条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227 | | |
| 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪 | | |
| に当たる違法な行為 | | |
| (60) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販 | | В |
| 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 | | |
| 条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条か | | |
| ら第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違 | | |

| 法な行為 (61) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関す る法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)第3 | A |
|--|---|
| 条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。) | |
| の罪に当たる違法な行為 | |
| (62) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部 | В |
| 分に限る。)、第4条(同法第3条第1項第9号に | |
| 係る部分に限る。)又は第6条(第1項第2号に係 | |
| る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (63) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不 | D |
| 当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意 | |
| 思に反して次に掲げる役務を提供することを強制す | |
| る行為 | |
| イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてそ | |
| の客に接触する役務 | |
| ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱い | |
| だ姿態を見せる役務 | |
| ハ 面識のない異性との一時の性的好奇心を満たす | |
| ための交際(会話を含む。)を希望する者と面会 | |
| する役務(イに該当するものを除く。) | |
| (64) (63)に規定する手段によって、客に(63)イ、ロ若 | D |
| しくはハに掲げる役務 ((63) ロに掲げる役務にあっ | |
| ては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを | |
| 除く。)の提供を受けること又は令第4条に規定す | |
| る物品を購入し、若しくは借り受けることを強要す | |
| る行為 | |
| (65) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 | Α |
| (66) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処 | Α |
| 罰並びに児童の保護等に関する法律(以下「児童買した」となった。 | |
| 春・児童ポルノ法」という。)第4条から第6条ま | |
| で、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に | |
| 当たる違法な行為 | ъ |
| (67) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当た | В |
| る違法な行為 (co) 性的な姿態な規形よる行為第の知思及び知识物に | |
| (68) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に | В |

| 記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消 去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当た | |
|--|----|
| る違法な行為 (69) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条 | Α. |
| 又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号 | A |
| (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪 | |
| (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働 | |
| 者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」と | |
| いう。)の規定により適用する場合を含む。)に当 | |
| たる違法な行為 | |
| (70) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 | A |
| (71) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条 | A |
| 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 | |
| る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (72) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 | В |
| 号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行 | |
| 為 | |
| (73) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第1 | E |
| 号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限 | |
| る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (74) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 | A |
| に当たる違法な行為であって、風俗営業において客 | |
| の接待その他客に接する業務に従事させていたもの | |
| (75) (74)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 | В |
| 第1項の罪に当たる違法な行為 | |
| (76) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項 | C |
| 若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2 | |
| 項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しく | |
| は第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8 | |
| 第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な | |
| 行為 (77) 労働者派事状第50名の思に火たて清沈み行為 | |
| (77) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 (78) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た | |
| (78) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た る違法な行為 | D |
| (79) 覚醒剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る部 | В |
| (17) 元胜州以州仏为北木ツム (川)万人は厥侯(川)不)即 | |

| 分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第2 | | |
|-------------------------------|-----------------|---|
| 0条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る | | |
| 部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限 | | |
| る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9 | | |
| 第1項(譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11 | | |
| (他人に対する施用に係る部分に限る。) に係る部 | | |
| 分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当 | | |
| たる違法な行為 | | |
| (80) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付 | | В |
| 又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人 | | |
| に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡 | | |
| 又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法 | | |
| 第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中 | | |
| 他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分 | | |
| に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第6 | | |
| 8条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17 | | |
| 号の罪に当たる違法な行為 | | |
| (81) あへん法第52条 (譲渡又は所持に係る部分に限 | | В |
| る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる | | |
| 違法な行為 | | |
| (82) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当た | | D |
| る違法な行為 | | |
| (83) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪 | | D |
| に当たる違法な行為 | | |
| (84) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号 | | D |
| の罪に当たる違法な行為 | | |
| (85) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第 | | D |
| 2号の罪に当たる違法な行為 | | |
| (86) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又 | | D |
| は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 | | |
| (87) 刑法第24章(礼拝所及び墳墓に関する罪)の罪に | | D |
| 当たる違法な行為 | | |
| (88) 関税法第69条の11第1項の規定(第1号及び第7 | 関税法第109条第1項・第2項 | Α |
| 号に係る部分に限る。)に違反する行為(薬物、公 | | |
| 安・風俗を害する書籍・図画等の輸入) | | |
| | | |

| (89) 電波法第108条 (わいせつな通信の発信) の罪に当 | | A |
|--|---|---|
| たる違法な行為 (00) 無限連続業のはよと思える社会第2条 (無限連続 | 毎阳は光珠の吐山と即去て汁浄紫に久 | D |
| (90) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖 講の禁止)の規定に違反する行為 | 無限連鎖講の防止に関する法律第5条、 第6条、第7条 | D |
| (91) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する | おられている。 | D |
| 行為(当せん金付証票の転売) | コピル亚自血赤仏和10木和1次和17 | D |
| (92) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 | 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法 | F |
| 第1項又は第2項の規定に違反する行為(二十歳未 | 律第3条第2項 | |
| 満の者の飲酒、親権者等の不制止) | | |
| (93) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 | 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法 | D |
| 第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の | 律第3条第1項 | |
| 販売・供与) | | |
| (94) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第1条 | | F |
| (二十歳未満の者の喫煙禁止) の規定に違反し、又 | | |
| は同法第3条第1項若しくは第2項(親権者等の不 | | |
| 制止)の罪に当たる違法な行為 | | |
| (95) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条 | | D |
| の罪に当たる違法な行為 (煙草・器具の販売) | | |
| (96) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関 | 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防 | F |
| する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第 | 止等に関する法律第4条第2項 | |
| 2項の罪に当たる違法な行為(酩酊者の粗野・乱暴 | | |
| な言動等) | | |
| (97) 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、 | | Е |
| 第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為(愛護動 | | |
| 物のみだりな殺傷等) | | |
| (98) 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22 | 軽犯罪法第2条 | F |
| 号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第3 | | |
| 3号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行 | | |
| 為 | | |
| (99) 食品衛生法第6条若しくは第55条第1項の規定に | 食品衛生法第54条、第55条第3項、第 | D |
| 違反し、又は同法第81条第1項第3号若しくは第83 | 59条第1項、第60条、第61条、第8 | |
| 条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為 | 1条第1項第1号、第81条第2項、第 | |
| (人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許 | 82条第1項・第2項 | |
| 可営業、営業停止命令違反等) | (CD/- CD) Anto - to take a ser take a to | _ |
| (100) 興行場法第2条第1項(営業の許可)の規定に違 | 興行場法第5条第1項、第6条、第8条 | D |

| 反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反) | 第1号 | |
|--|--|---|
| 若しくは第9条(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪 | | |
| に当たる違法な行為 (101) 旅館業法第3条第1項(営業の許可)、第5条 | 旅館業法第7条第1項、第8条、第10 | D |
| (101) が開業仏界3米界1頃(営業の計刊)、第3米 (宿泊をさせる義務) 若しくは第6条第1項(宿泊 | 条第1号、第11条第1号 | ו |
| 者名簿の備付け等)の規定に違反し、又は同法第10 | \(\pi\) \(\pi\ | |
| 条第2号(営業停止命令違反)若しくは第11条第2 | | |
| 号(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法 | | |
| な行為 | | |
| (102) 公衆浴場法第2条第1項(経営の許可)の規定に | 公衆浴場法第6条第1項、第7条第1 | D |
| 違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違 | 項、第8条第1号 | |
| 反) 若しくは第9条(虚偽の報告、立入検査の妨害 | | |
| 等)の罪に当たる違法な行為 | | |
| (103) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為 | 道路交通法第119条第2項第7号 | Е |
| (無許可道路使用) | | |
| (104) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法 | 建築基準法第9条第1項•第10項前段 | D |
| な行為 (特定行政庁等の命令に対する違反) | | |
| (105) 消防法第39条の2の2 (防火対象物の使用禁止命 | 消防法第5条第1項、第5条の2第1 | D |
| 令違反等)、第39条の3の2(防火対象物の改修命 | 項、第5条の3第1項、第17条の4第 | |
| 令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用する設 | 1項·第2項 | |
| 備の使用禁止等に係る命令違反) 若しくは第5号 | | |
| (消防用設備等の設置に係る命令違反等)又は第44 | | |
| 条第12号(消防用設備等の維持に係る措置命令違反 | | |
| 等)の罪に当たる違法な行為 | | |
| (106) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2 | D |
| 禁止)の規定に違反する行為 | 5条第1項第14号、第25条第2項 | |
| (107) その他の法令の規定に違反する行為 | | Н |
| ┃ ┃<法に基づく処分又は条件に違反する行為> | | |
| (108) 広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反 | 第16条、第25条 | В |
| (109) 客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制違反 | 第18条の3、第25条 | В |
| に対する指示処分違反 | | |
| (110) (108)・(109)以外の指示処分違反 | 第25条 | С |
| (111) 営業停止命令違反 | 第26条第1項、第49条第4号 | Α |
| (112) 許可の条件違反 | 第3条第2項 | С |

| 2 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命 | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|---|
| 令(法第30条第1項) | | |
| | | |
| <法に規定する罪(法第49条第5号及び第6号の罪を除 | | |
| く。)に当たる違法な行為> | | |
| (1) 営業届出義務違反の罪 | 第27条第1項·第3項、第53条第5 号·第6号 | В |
| (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 | 第27条第2項·第3項、第55条第6 号 | Е |
| (3) 広告・宣伝の禁止違反の罪 | 第27条の2、第54条第1号 | С |
| (4) 広告・宣伝の方法違反の罪 | 第28条第5項、第54条第2号 | С |
| (5) 客引き禁止違反の罪 | 第28条第12項第1号、第53条第1 号 | В |
| (6) 客引き準備行為禁止違反の罪 | 第28条第12項第2号、第53条第1 号 | В |
| (7) 年少者接客業務従事禁止違反の罪 | 第28条第12項第3号、第51条第1 項第5号 | A |
| (8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪 | 第28条第12項第4号、第51条第1 項第5号 | В |
| (9) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違 | 第28条第12項第5号、第51条第1 | В |
| 反の罪 | 項第5号 | |
| (10) いわゆるスカウトバックの禁止違反の罪(第2条 | 第28条第13項、第53条第7号 | В |
| 第6項第1号又は第2号の営業) | | |
| (11) 標章破壊等禁止違反の罪 | 第31条第4項、第56条第6号 | Е |
| (12) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 | 第36条、第54条第3号 | D |
| (13) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪 | 第36条の2第1項、第54条第4号 | D |
| (14) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義 | 第36条の2第2項、第54条第5号 | D |
| 務違反の罪 | | |
| (15) 報告・資料提出義務違反の罪 | 第37条第1項、第54条第6号 | D |
| (16) 立入の拒否、妨害、忌避の罪 | 第37条第2項、第38条の2第1項、 | D |
| | 第54第7号 | |
| <法第30条第1項に掲げる罪に当たる違法な行為> | | |
| (17) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186 | | Α |

| 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に 係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第2 | |
|---|------------|
| 26条、第226条の2(第3項については、営利又はわ | |
| いせつの目的に係る部分に限る。以下(17)において | |
| 同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224 | |
| 条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の | |
| 3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限 | |
| る。以下(17)において同じ。) 若しくは第3項(営 | |
| 利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(17) | |
| において同じ。) 又は第228条(同法第224条、第225 | |
| 条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227 | |
| 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪 | |
| に当たる違法な行為 | |
| (18) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6 | A |
| 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (19) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 | В |
| 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (20) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 | A |
| (21) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、 (21) アラス | А |
| 第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当た | |
| る違法な行為 | Ъ |
| (22) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当た | В |
| る違法な行為 (22) 性的な姿態な規形する行為 第五式押収物に | D |
| (23) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に | В |
| 記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消 去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当た | |
| 云寺に関する伝律第2条から第6条までの非に目だ る違法な行為 | |
| (24) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条 | Α |
| 又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号 | Λ |
| (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪 | |
| (労働者派遣法の規定により適用する場合を含 | |
| む。)に当たる違法な行為 | |
| (25) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 | Α |
| | <i>1</i> 1 |

Α

(26) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条

第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限

| る。)の罪に当たる違法な行為 | 1 | ĺ |
|---------------------------------|---|-----------|
| (27) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 | | В |
| 号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行 | | Ъ |
| 為 | | |
| (28) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 | | Α |
| に当たる違法な行為であって、店舗型性風俗特殊営 | | Λ |
| 業において客に接する業務に従事させていたもの | | |
| (29) (28)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 | | В |
| 第1項の罪に当たる違法な行為 | | ם |
| (30) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 | | Α |
| (30) 万勝名が追びを30人の外にコたる庭びなりが | | 11 |
| <政令で定める重大な不正行為> | | |
| (31) 刑法第136条若しくは第137条 (これらの規定中販 | | В |
| 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 | | |
| 条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条か | | |
| ら第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為 | | |
| (32) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不 | | D |
| 当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意 | | |
| 思に反して次に掲げる役務を提供することを強制す | | |
| る行為 | | |
| イ 法第2条第6項第1号又は第2号に掲げる営業 | | |
| に係る異性の客に接触する役務 | | |
| ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱い | | |
| だ姿態を見せる役務 | | |
| ハ 令第5条に規定する営業に係る異性の客と面会 | | |
| する役務 | | |
| (33) (32)に規定する手段によって、客に(32)イ、口若 | | D |
| しくはハに掲げる役務 ((32)口に掲げる役務にあっ | | |
| ては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを | | |
| 除く。)の提供を受けること又は法第2条第6項第 | | |
| 5号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を | | |
| 購入し、若しくは借り受けることを強要する行為 | | |
| (34) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た | | D |
| る違法な行為 | | |
| (35) 覚醒剤取締法第41条の2 (所持又は譲渡に係る部 | | В |

| 分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第2 0条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る 部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限 る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9 第1項(譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11 (他人に対する施用に係る部分に限る。)に係る部 分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当 たる違法な行為 (36) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付 又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人 に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡 | В |
|---|---|
| 又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法 第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中 他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分 に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第6 8条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17 号の罪に当たる違法な行為 | |
| (37) あへん法第52条 (譲渡又は所持に係る部分に限 る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる | В |
| 違法な行為 (38) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当た | D |
| る違法な行為 | D |
| (39) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪 | D |
| に当たる違法な行為 | |
| (40) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号 | D |
| の罪に当たる違法な行為 (41) モーターボート競走法第65条第 2 号又は第66条第 | D |
| 2 号の罪に当たる違法な行為 | ט |
| (42) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又 | D |
| は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 | |
| <法に基づく処分に違反する行為> | |
| (43) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示 第27条第5項 第29条 処分違反 | С |
| (44) 営業時間制限違反に対する指示処分違反 第28条第4駆基が条例、第29条 | С |

| (45) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による 広告・宣伝に対する指示処分違反 | 第28条第8項、第29条 | С |
|--|--------------------------------------|---|
| (46) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に 対する指示処分違反 | 第28条第9項、第29条 | С |
| (47) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違 | 第28条第10項、第29条 | С |
| 反 (48) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対す る指示処分違反 | 第28条第11項(第18条の2)、第29条 | С |
| (49) (43)~(48)以外の指示処分違反 | 第29条 | С |
| (50) 営業停止命令違反 | 第30条第1項、第49条第4号 | A |
| | | |
| 3 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止 | | |
| 命令(法第31条の5第1項、第31条の6第2項第2 | | |
| 号) | | |
| <法に規定する罪に当たる違法な行為> | | |
| (1) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営 | 第28条第1項・第2項に基づく条例、 | Α |
| 業の営業(無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違 反) | 第49条第5号・第6号 | |
| (2) 営業届出義務違反の罪 | 第31条の2第1項·第3項、第53条 第5号·第6号 | В |
| (3) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 | 第31条の2第2項・第3項、第55条 第6号 | Е |
| (4) 広告・宣伝の禁止違反の罪 | 第31条の2の2、第54条第1号 | С |
| (5) 広告・宣伝の方法違反の罪 | 第31条の3第1項(第28条第5 | C |
| | 項)、第54条第2号 | |
| (6) いわゆるスカウトバックの禁止違反の罪(第2条 | 第31条の3第1項(第28条第13 | В |
| 第7項第1号の営業) | 項)、第53条第7号 | |
| (7) 禁止区域内営業の罪(受付所営業) | 第31条の3第2項(第28条第1 | А |
| (0) 林山地域内労業の男(巫母武労業) | (第21条02等2項(第22条等2項) | _ |
| (8) 禁止地域内営業の罪(受付所営業) | 第31条の3第2項(第28条第2項) に基づく条例、第49条第6号 | Α |
| (9) 客引き禁止違反の罪(受付所営業) | 第31条の3第2項(第28条第12項 第1号)、第53条第1号 | В |
| 1 | 7 • 7. • 7 7.1971 = 4 | |

(10) 客引き準備行為禁止違反の罪(受付所営業) 第31条の3第2項(第28条第12項 日 第2号)、第53条第1号 (11) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪(受付所営業) 第31条の3第2項(第28条第12項 В 第4号)、第51条第1項第5号 (12) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違 第31条の3第2項(第28条第12項 В 反の罪(受付所営業) 第5号)、第51条第1項第5号 (13) 年少者接客業務従事禁止違反の罪 第31条の3第3項第1号、第51条第 Α 1項第6号 (14) 標章破壊等禁止違反の罪(受付所営業) 第31条の5第3項(第31条第4 \mathbf{E} 項)、第31条の6第3項(第31条第 4項)、第56条第6号 (15) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 第36条、第54条第3号 D (16) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪 第36条の2第1項、第54条第4号 D (17) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義 第36条の2第2項、第54条第5号 D 務違反の罪 (18) 報告・資料提出義務違反の罪 第37条第1項、第54条第6号 D (19) 立入の拒否、妨害、忌避の罪 第37条第2項、第38条の2第1項、 D 第54条第7号 <法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号に掲 げる罪に当たる違法な行為> (20) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186 Α 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に 係る部分に限る。以下(20)において同じ。)、第226 条、第226条の2(第3項については、営利又はわい せつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同 じ。) 、第226条の3、第227条第1項(同法第224 条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の 3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限 る。以下(20)において同じ。) 若しくは第3項(営 利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20) において同じ。) 又は第228条(同法第224条、第225 条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪 に当たる違法な行為 (21) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6

| ■ 日に様で如八に関す)の思に収むて告決む伝光 | 1 |
|--|--|
| 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (20) 知嫌始れ 開州 開汁 第6名 (第1 | The state of the s |
| (22) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 | В |
| 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (23) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 | A |
| (24) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、 | A |
| 第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当た | |
| る違法な行為 | |
| (25) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当た | В |
| る違法な行為 | |
| (26) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に | В |
| 記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消 | |
| 去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当た | |
| る違法な行為 | |
| (27) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条 | A |
| 又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号 | |
| (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪 | |
| (労働者派遣法の規定により適用する場合を含 | |
| む。)に当たる違法な行為 | |
| (28) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 | A |
| (29) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条 | A |
| 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 | |
| る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (30) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 | В |
| 号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行 | |
| 為 | |
| (31) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 | A |
| に当たる違法な行為であって、無店舗型性風俗特殊 | |
| 営業において客に接する業務に従事させていたもの | |
| (32) (31)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 | В |
| 第1項の罪に当たる違法な行為 | |
| (33) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 | A |
| | |
| <政令で定める重大な不正行為> | |
| (34) 刑法第136条若しくは第137条 (これらの規定中販 | В |
| 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 | |

| 条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条か | | |
|-------------------------------|---|---|
| ら第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為 | | |
| (35) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た | | D |
| る違法な行為 | | |
| (36) 覚醒剤取締法第41条の2 (所持又は譲渡に係る部 | | В |
| 分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第2 | | |
| 0条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る | | |
| 部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限 | | |
| る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9 | | |
| 第1項(譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11 | | |
| (他人に対する施用に係る部分に限る。) に係る部 | | |
| 分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当 | | |
| たる違法な行為 | | |
| (37) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付 | | В |
| 又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人 | | |
| に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡 | | |
| 又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法 | | |
| 第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中 | | |
| 他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分 | | |
| に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第6 | | |
| 8条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17 | | |
| 号の罪に当たる違法な行為 | | |
| (38) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限 | | В |
| る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる | | |
| 違法な行為 | | |
| (39) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当た | | D |
| る違法な行為 | | |
| (40) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪 | | D |
| に当たる違法な行為 | | |
| (41) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号 | | D |
| の罪に当たる違法な行為 | | |
| (42) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第 | | D |
| 2号の罪に当たる違法な行為 | | |
| (43) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又 | | D |
| は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 | | |
| <u>.</u> | I | l |

| (44) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不 当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意 思に反して法第2条第7項第1号に掲げる営業に係 る異性の客に接触する役務を提供することを強制す | | D |
|--|---|---|
| る行為 (45) (44)に規定する手段によって、客に(44)に規定する役務の提供を受けること又は法第2条第7項第2号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為 | | D |
| <法に基づく処分に違反する行為> | | |
| (46) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示 処分違反 | 第31条の2第5項、第31条の4第1 項、第31条の6第2項第1号 | С |
| (47) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対す る指示処分違反 | 第31条の3第1項 (第18条の2第1 項)、第31条の4第1項、第31条の 6第2項第1号 | С |
| (48) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による 広告・宣伝に対する指示処分 | 第31条の3第1項(第28条第8項)、 第31条の4第1項、第31条の6第2 項第1号 | С |
| (49) 広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に 対する指示処分違反 | 第31条の3第1項(第28条第9項)、 第31条の4第1項、第31条の6第2 項第1号 | С |
| (50) 営業時間制限違反に対する指示処分違反(受付所営業) | 第31条の3第2項(第28条第4項) に基づく条例、第31条の4第1項、第 31条の6第2項第1号 | С |
| (51) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違 反(受付所営業) | 第31条の3第2項(第28条第10 項)、第31条の4第1項、第31条の 6第2項第1号 | С |
| (52) 年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処 分違反 | 第31条の3第3項第2号、第31条の 4第1項、第31条の6第2項第1号 | С |
| (53) (46)~(52)以外の指示処分違反 | 第31条の4第1項、第31条の6第2 項第1号 | С |
| (54) 営業停止命令等違反 | 第31条の5第1項・第2項、第31条 の6第2項第2号・第3号、第49条第 4号 | A |

| <u> </u> | | |
|--|-----------------------------|-----------|
| 4 店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令(法第31条の15第1項) | | |
| <法に規定する罪(法第50条第1号及び第2号の罪を除 | | |
| く。)に当たる違法な行為> | | |
| (1) 営業届出義務違反の罪 | 第31条の12第1項・第2項(第27 | В |
| | 条第3項)、第53条第5号・第6号 | |
| (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 | 第31条の12第2項(第27条第2項 | Е |
| | ·第3項)、第55条第6号 | |
| (3) 広告・宣伝の方法違反の罪 | 第31条の13第1項(第28条第5 | С |
| | 項)、第54条第2号 | |
| (4) 客引き禁止違反の罪 | 第31条の13第2項第1号、第53条 | В |
| | 第1号 | |
| (5) 客引き準備行為禁止違反の罪 | 第31条の13第2項第2号、第53条 | В |
| (3) 各別で年間11 何宗正庭人の非 | 第1号 | Б |
| (6) 年少者接客業務従事禁止違反の罪 | ポェマ 第31条の13第2項第3号、第51条 | Α |
| (0) 中夕有该谷未幼促事宗正建庆》》。 | 第1項第8号 | Λ |
| (7) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 | 第31条の13第2項第4号、第51条 | В |
| (7) 中夕有云而陇云促跃来伤促事宗正建戊00非 | 第1項第8号 | Ъ |
| (8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪 | 第31条の13第2項第5号、第51条 | В |
| (6) 中夕有の立り八りと宗正建反の非 | 第1項第8号 | Б |
| (9) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違 | 第31条の13第2項第6号、第51条 | В |
| (9) 二 威不価の有に対する伯類・/こはこ促供宗正度 | 第1項第8号 | Б |
| (10) 標章破壊等禁止違反の罪 | 第31条の16第4項、第56条第6号 | E |
| (10) 標卓城泰寺宗正建及の非 (11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 | 第36条、第54条第3号 | D |
| 1 | | D |
| (12) 報告・資料提出義務違反の罪 | 第37条第1項、第54条第6号 | |
| (13) 立入の拒否、妨害、忌避の罪 | 第37条第2項、第38条の2第1項、 | D |
| / 大笠91冬の15억 1 TG1ヶ相パス エアルヤン キャャケス | 第54条第7号 | |
| <法第31条の15第1項に掲げる罪に当たる違法な行為> (14) 四次第174条 第175条 第189条 第185条 第186 | | |
| (14) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186 | | Α |
| 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に | | |
| 係る部分に限る。以下(14)において同じ。)、第226 | | |
| 条、第226条の2(第3項については、営利又はわい | | |

せつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同 じ。) 、第226条の3、第227条第1項(同法第224 条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の 3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限 る。以下(14)において同じ。) 若しくは第3項(営 利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14) において同じ。) 又は第228条(同法第224条、第225 条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪 に当たる違法な行為 (15) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6 Α 号に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為 (16) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 В 分に限る。) の罪に当たる違法な行為 (17) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 Α (18) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、 Α 第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当た る違法な行為 (19) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当た В る違法な行為 (20) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に В 記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消 去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当た る違法な行為 (21) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条 Α 又は第56条に係る部分に限る。) 又は第119条第1号 (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪 (労働者派遣法の規定により適用する場合を含 む。) に当たる違法な行為 (22) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 Α (23) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条 Α 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 る。) の罪に当たる違法な行為 (24) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 В

号の3に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行

為 (25) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介 営業において会話の機会を提供する会話の当事者に することその他客に接する業務に従事させていたも \mathcal{O} (26) (25)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 В 第1項の罪に当たる違法な行為 (27) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 Α <政令で定める重大な不正行為> (28) 刑法第136条若しくは第137条 (これらの規定中販 В 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条か ら第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為 (29) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た D る違法な行為 (30) 覚醒剤取締法第41条の2 (所持又は譲渡に係る部 В 分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第2 0条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る 部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限 る。) 、第41条の4 (同法第30条の7、第30条の9 第1項(譲渡に係る部分に限る。) 又は第30条の11 (他人に対する施用に係る部分に限る。) に係る部 分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当 たる違法な行為 (31) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付 В 又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人 に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡 又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法 第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中 他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分 に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第6 8条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17 号の罪に当たる違法な行為

| (32) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限 | | В |
|--|--|---|
| る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる | | |
| 違法な行為 | | |
| (33) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当た | | D |
| る違法な行為 | | |
| (34) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪 | | D |
| に当たる違法な行為 | | |
| (35) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号 | | D |
| の罪に当たる違法な行為 | | |
| (36) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第 | | D |
| 2号の罪に当たる違法な行為 | | |
| (37) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又 | | D |
| は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 | | |
| | | |
| <法に基づく処分に違反する行為> | N | |
| (38) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示 | 第31条の12第2項(第27条第5 | С |
| 分違反 | 項)、第31条の14 | |
| (39) 営業時間制限違反に対する指示処分違反 | 第31条の13第1項(第28条第4 | С |
| | 項)に基づく条例、第31条の14 | |
| (40) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による | 第31条の13第1項(第28条第8 | С |
| 広告・宣伝に対する指示処分違反 | 項)、第31条の14 | |
| (41) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反 | 第31条の13第1項(第28条第9 | С |
| に対する指示処分違反 | 項)、第31条の14 | |
| (42) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違 | 第31条の13第1項(第28条第10 | С |
| 反 (40) 左小老小之の人託中は五野火が林小寺庁に持って | 項)、第31条の14 | |
| (43) 年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する | 第31条の13第2項第7号、第31条 | С |
| 指示処分違反 (44) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反 | ● の14第31条の13第3項、第31条の14 | С |
| (44) 中断唯祕相直義務達及に対する相小処分達及 (45) (38)~(44)以外の指示処分違反 | 第31条の13年3項、第31条の14 | C |
| (46) 営業停止命令違反 | 第31条の14 第31条の15第1項、第50条第3号 | A |
| (40) 呂来停止即卫進汉 | 第31末の13第1次、第30末第3万 | A |
| | | |
| | | |
| 5 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停 | | |
| 止命令(法第31条の20、第31条の21第2項第2号) | | |

| (2) 営業届出義務違反の罪 (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 (3) 広告・宣伝の方法違反の罪 (4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 (5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 (6) 報告・資料提出義務違反 (7) 対策31条の20及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為> (8) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)を第226条、第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)を第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)者しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)者しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。の事に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第3条第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (10) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 (10) 元禄氏は200年に対しな (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) | | | | |
|--|------|-------------------------------------|--------------------|---|
| (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 (3) 広告・宣伝の方法違反の罪 (4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 (5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 (6) 報告・資料提出義務違反の罪 (7) 刑法第17条2、第175条、第186条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の 3 の罪を犯した者を請助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の 3 の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の 3 の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の 3 の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の 3 の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)次第226条の 3 の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)次第226条の 3 の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条の2、第226条の3 又は第227条第1項付款3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)が第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第26条の3 又は第27条第1項若227条第1項若226条の3 以は第27条第1項若226条の3 又は第27条第1項若226条の3 又は第227条第1項若26条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の10条(同法第224条)第225条(第226条)の罪に当たる違法な行為 B a 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 B 和織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 B | <法 | に規定する罪に当たる違法な行為> | | |
| (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 (3) 広告・宣伝の方法違反の罪 (4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 (5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 (6) 報告・資料提出義務違反 (7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第24条第3十分。第374第1項、第54条第6号 DD 是 第31条の20及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為> (7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条。第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)者しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)者しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)を1とは第3項(営利又はわいせつの目のに係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為(9)組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為(9)組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為(9)組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | (1) | 営業届出義務違反の罪 | 第31条の17第1項・第2項(第31 | В |
| (2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪 | | | 条の2第3項)、第53条第5号・第6 | |
| (3) 広告・宣伝の方法違反の罪 (4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 (5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 (6) 報告・資料提出義務違反 (7) 刑法第17条条、第183条、第185条、第185条、第31条018影型購1号、第51条 第31条018影型購1号、第51条 第31条018影型購1号、第51条 第31条020及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為 (8) 根第・資料提出義務違反 (7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)者しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)者しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪处罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪处罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪处罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪处罰法第6条(第1項第2号に係る部分に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | | 号 | |
| (3) 広告・宣伝の方法違反の罪 (4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 (5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 (6) 報告・資料提出義務違反 (7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条第14第3号 (7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の3の罪を対ける事とで表第1項(同法第224条、第225条、第226条の3の罪を対ける事がして、第226条の3の罪を対した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)者しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)を226条、第226条の3の罪を対した者を幇助する目がに係る部分に限る。以下(7)において同じ。)を226条の3の罪を担た者を幇助する目がに係る部分に限る。以下(7)において同じ。)を226条の3又は第226条の3の罪を犯した者を幇助する目がに係る部分に限る。以下(7)において同じ。)を226条の3又は第227条第1項目に当たる違法な行為(8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為(9) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為(9) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | (2) | 営業廃止・変更届出義務違反の罪 | 第31条の17第2項(第31条の2第 | Е |
| (4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 | | | 2項・第3項)、第55条第6号 | |
| (4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 第31条018第27業1号、第51条 | (3) | 広告・宣伝の方法違反の罪 | 第31条の18第1項(第28条第5 | С |
| (5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 (6) 報告・資料提出義務違反 < 法第31条の20及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為> (7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条。第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 B 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 B | | | 項)、第54条第2号 | |
| (5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 (6) 報告・資料提出義務違反 < 法第31条の20及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為> (7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 B 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | (4) | 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪 | 第31条の18第2項第1号、第51条 | В |
| (6) 報告・資料提出義務違反 < 法第31条の20及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為> (7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | | 第1項第9号 | |
| | (5) | 従業者名簿備付け記載義務違反の罪 | 第36条、第54条第3号 | D |
| に当たる違法な行為> (7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | (6) | 報告・資料提出義務違反 | 第37条第1項、第54条第6号 | D |
| に当たる違法な行為> (7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | | | |
| (7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に 係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226 条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | <法 | 第31条の20及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪 | | |
| 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | に当 | たる違法な行為> | | |
| 係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226 条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為(8)組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為(9)組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | (7) | 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186 | | Α |
| 条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | á | 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に | | |
| せつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8)組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9)組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 B分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | , | 係る部分に限る。以下(7)において同じ。) 、 第226 | | |
| じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224 条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の 3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限 る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営 利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7) において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225 条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪 に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 B | 3 | 条、第226条の2(第3項については、営利又はわい | | |
| 条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8)組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9)組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 B | | せつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同 | | |
| 3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8)組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9)組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 B | | じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224 | | |
| る。以下(7)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8)組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9)組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 B | | | | |
| 利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7) において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225 条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪 に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | 3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限 | | |
| において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8)組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9)組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 B | | る。以下(7)において同じ。) 若しくは第3項(営 | | |
| 条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪 に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | = 7 | 利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7) | | |
| 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6 日本の事務を表現である。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 B 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | において同じ。) 又は第228条(同法第224条、第225 | | |
| に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | 3 | 条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227 | | |
| (8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | 3 | 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪 | | |
| 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | に当たる違法な行為 | | |
| (9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | (8) | 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6 | | A |
| 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | |
| | (9) | 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 | | В |
| (10) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 A | | 分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | | |
| | (10) | 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 | | A |

(11) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、 第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当た る違法な行為 (12) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当た В る違法な行為 (13) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に В 記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消 去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当た る違法な行為 (14) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条 Α 又は第56条に係る部分に限る。) 又は第119条第1号 (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。) の罪 (労働者派遣法の規定により適用する場合を含 む。) に当たる違法な行為 (15) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 Α (16) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条 Α 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 る。) の罪に当たる違法な行為 (17) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 В 号の3に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行 為 (18) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 Α に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹 介営業において会話の機会を提供する会話の当事者 にさせていたもの (19) (18)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 В 第1項の罪に当たる違法な行為 (20) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 Α <政令で定める重大な不正行為> (21) 刑法第136条若しくは第137条 (これらの規定中販 В 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条か ら第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為 (22) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た D

| る違法な行為 | | |
|--|-------------------|---|
| (23) 覚醒剤取締法第41条の2 (所持又は譲渡に係る部 | | В |
| 分に限る。)、第41条の3 (同法第19条若しくは第2 | | D |
| 0条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る | | |
| 部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限 | | |
| る。)、第41条の4 (同法第30条の7、第30条の9 | | |
| 第1項(譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11 | | |
| (他人に対する施用に係る部分に限る。)に係る部 | | |
| 分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当 | | |
| たる違法な行為 | | |
| (24) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付) | | В |
| 又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人 | | Ъ |
| に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡 | | |
| 又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法) | | |
| | | |
| 第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中) | | |
| 他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分 | | |
| に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第6 | | |
| 8条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17 | | |
| 号の罪に当たる違法な行為 (本) 本 (本) 和 (本) 本 (本) 和 (本) 本 (本) 和 (本) | | Б |
| (25) あへん法第52条 (譲渡又は所持に係る部分に限 | | В |
| る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる | | |
| 違法な行為 | | 1 |
| (26) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当た | | D |
| る違法な行為 | | |
| (27) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪 | | D |
| に当たる違法な行為 | | |
| (28) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号 | | D |
| の罪に当たる違法な行為 | | |
| (29) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第 | | D |
| 2号の罪に当たる違法な行為 | | |
| (30) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又 | | D |
| は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 | | |
| <法に基づく処分に違反する行為> | | |
| (31) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示 第3 | 31条の17第2項(第31条の2第 | С |

| 処分違反 | 5項)、第31条の19第1項、第31 | |
|---|--|---------|
| | 条の21第2項第1号 | |
| (32) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による | 第31条の18第1項(第28条第8 | С |
| 広告・宣伝に対する指示処分違反 | 項)、第31条の19第1項、第31条 | |
| | の21第2項第1号 | |
| (33) 広告・宣伝に係る年少者電話禁止明示義務違反に | 第31条の18第1項(第28条第9 | С |
| 対する指示処分違反 | 項)、第31条の19第1項、第31条 | |
| | の21第2項第1号 | |
| (34) 年少者との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対す | 第31条の18第2項第2号、第31条 | С |
| る指示処分違反 | の19第1項、第31条の21第2項第 | |
| | 1号 | |
| (35) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反 | 第31条の18第3項、第31条の19 | С |
| | 第1項、第31条の21第2項第1号 | |
| (36) (31)~(35)以外の指示処分違反 | 第31条の19第1項、第31条の21 | С |
| | 第2項第1号 | |
| (37) 営業停止命令違反 | 第31条の20、第31条の21第2項 | Α |
| | 第2号、第50条第3号 | |
| | | |
| 6 特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営 業停止命令(法第31条の25) | | |
| | | |
| 業停止命令(法第31条の25) | | |
| 業停止命令(法第31条の25) <法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定 | 第3条第1項、第49条第1号 | A |
| 業停止命令(法第31条の25) <法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定 に違反する行為> | 第3条第1項、第49条第1号 第28条第1項・第2項に基づく条例、 | A A |
| 業停止命令(法第31条の25) <法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為> (1) 無許可風俗営業(特定遊興飲食店営業者が違反) | | _ |
| 業停止命令(法第31条の25) <法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為> (1) 無許可風俗営業(特定遊興飲食店営業者が違反) (2) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営 | 第28条第1項・第2項に基づく条例、 | _ |
| 業停止命令(法第31条の25) <法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為> (1) 無許可風俗営業(特定遊興飲食店営業者が違反) (2) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業(特定遊興飲食店営業者が違反) | 第28条第1項・第2項に基づく条例、 第49条第5号・第6号 | A |
| 業停止命令(法第31条の25) <法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為> (1) 無許可風俗営業(特定遊興飲食店営業者が違反) (2) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業(特定遊興飲食店営業者が違反) (3) 無許可特定遊興飲食店営業 | 第28条第1項・第2項に基づく条例、 第49条第5号・第6号 第31条の22、第50条第4号 | A A |
| 業停止命令(法第31条の25) <法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為> (1) 無許可風俗営業(特定遊興飲食店営業者が違反) (2) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業(特定遊興飲食店営業者が違反) (3) 無許可特定遊興飲食店営業 (4) 不正の手段による特定遊興飲食店営業の許可の取 | 第28条第1項・第2項に基づく条例、 第49条第5号・第6号 第31条の22、第50条第4号 | A A |
| 業停止命令(法第31条の25) <法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為> (1) 無許可風俗営業(特定遊興飲食店営業者が違反) (2) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業(特定遊興飲食店営業者が違反) (3) 無許可特定遊興飲食店営業 (4) 不正の手段による特定遊興飲食店営業の許可の取得 | 第28条第1項・第2項に基づく条例、 第49条第5号・第6号 第31条の22、第50条第4号 第31条の22、第50条第5号 | A A A |
| 業停止命令(法第31条の25) <法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為> (1) 無許可風俗営業(特定遊興飲食店営業者が違反) (2) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業(特定遊興飲食店営業者が違反) (3) 無許可特定遊興飲食店営業 (4) 不正の手段による特定遊興飲食店営業の許可の取得 | 第28条第1項・第2項に基づく条例、 第49条第5号・第6号 第31条の22、第50条第4号 第31条の22、第50条第5号 第31条の23(第5条第1項)、第5 | A A A |
| 業停止命令(法第31条の25) <法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為> (1) 無許可風俗営業(特定遊興飲食店営業者が違反) (2) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業(特定遊興飲食店営業者が違反) (3) 無許可特定遊興飲食店営業 (4) 不正の手段による特定遊興飲食店営業の許可の取得 (5) 許可申請書等虚偽記載 | 第28条第1項・第2項に基づく条例、 第49条第5号・第6号 第31条の22、第50条第4号 第31条の22、第50条第5号 第31条の23(第5条第1項)、第5 5条第1号 | A A A E |

| (8) | 不正の手段による特定遊興飲食店営業の相続承認 | 第31条の23 (第7条第1項)、第5 | A |
|------|------------------------|----------------------|---|
| 0 | D取得 | 0条第5号 | |
| (9) | 相続承認時許可証書換え義務違反 | 第31条の23 (第7条第5項)、第5 | G |
| | | 6条第2号 | |
| (10) | 不正の手段による特定遊興飲食店営業の合併承認 | 第31条の23 (第7条の2第1項)、 | Α |
| 0 | り取得 | 第50条第5号 | |
| (11) | 合併承認時許可証書換え義務違反 | 第31条の23 (第7条の2第3項 (第 | G |
| | | 7条第5項))、第56条第2号 | |
| (12) | 不正の手段による特定遊興飲食店営業の分割承認 | 第31条の23 (第7条の3第1項) 、 | Α |
| 0 | D取得 | 第50条第5号 | |
| (13) | 分割承認時許可証書換え義務違反 | 第31条の23 (第7条の3第3項 (第 | G |
| | | 7条第5項))、第56条第2号 | |
| (14) | 構造・設備の無承認変更、不正の手段による変更 | 第31条の23 (第9条第1項)、第5 | Α |
| ŀ | こ 係る承認の取得 | 1条第1項第1号・第2号 | |
| (15) | 変更届出義務違反 | 第31条の23 (第9条第3項)、第5 | F |
| | | 6条第3号 | |
| (16) | 変更届出に係る許可証書換え義務違反 | 第31条の23 (第9条第4項) | G |
| (17) | 特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設 | 第31条の23 (第9条第5項後段)、 | Е |
| ſ | #の変更に係る届出義務違反 | 第55条第2号 | |
| (18) | 許可証返納義務違反 | 第31条の23 (第10条第1項第3 | G |
| | | 号)、第56条第4号 | |
| (19) | 不正の手段による特例特定遊興飲食店営業者認定 | 第31条の23 (第10条の2第1 | В |
| 0 | 7取得 | 項)、第51条第1項第3号 | |
| (20) | 認定申請書等虚偽記載 | 第31条の23 (第10条の2第2 | Е |
| | | 項)、第55条第3号 | |
| (21) | 認定証亡失・滅失届出義務違反 | 第31条の23 (第10条の2第5項) | G |
| (22) | 認定証返納義務違反 | 第31条の23 (第10条の2第7項第 | F |
| | | 2号•第3号)、第56条第5号 | |
| (23) | 名義貸し禁止違反 | 第31条の23 (第11条) 、第50条 | Α |
| | | 第6号 | |
| (24) | 構造・設備維持義務違反 | 第31条の23 (第12条) | D |
| (25) | 営業時間制限違反 | 第31条の23 (第13条第2項) | С |
| (26) | 迷惑行為防止措置義務違反 | 第31条の23 (第13条第3項) | D |
| (27) | 苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反 | 第31条の23 (第13条第4項) | D |
| (28) | 照度規制違反 | 第31条の23 (第14条) | Ε |
| • | | | |

| D |
|------------------|
| G |
| D |
| i 〈条 H |
| |
| 第1 B |
| |
| 第2 B |
| |
| 第4 A |
| |
| 第5 B |
| |
| 第6 B |
| |
| 、第 E |
| |
| G |
| D |
| D |
| i ^ㅁ D |
| |
| D |
| 項、 D |
| |
| |
| A |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

| 利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(45) において同じ。)又は第228条(同法第224条、第225 条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪 に当たる違法な行為 (46) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条か | В |
|--|---|
| ら第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違 | |
| 法な行為 | |
| (47) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6 | А |
| 号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (48) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部 | В |
| 分に限る。)、第4条(同法第3条第1項第9号に | |
| 係る部分に限る。)又は第6条(第1項第2号に係 | |
| る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (49) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不 | D |
| 当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意 | |
| 思に反して次に掲げる役務を提供することを強制す | |
| る行為 | |
| イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてそ | |
| の客に接触する役務 | |
| ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱い | |
| だ姿態を見せる役務 | |
| ハ 面識のない異性との一時の性的好奇心を満たす | |
| ための交際(会話を含む。)を希望する者と面会 | |
| する役務(イに該当するものを除く。) | _ |
| (50) (49)に規定する手段によって、客に(49)イ、口若 | D |
| しくはハに掲げる役務((49)口に掲げる役務にあっ | |
| ては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを | |
| 除く。)の提供を受けること又は令第4条に規定する。 | |
| る物品を購入し、若しくは借り受けることを強要す | |
| る行為 (51) 声素防止法第2音の罪に当たる海法な行為 | Λ |
| (51) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 | A |
| (52) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、 | А |

| 第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当た | |
|--------------------------------|---|
| る違法な行為 | |
| (53) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当た | В |
| る違法な行為 | |
| (54) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に | В |
| 記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消 | |
| 去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当た | |
| る違法な行為 | |
| (55) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条 | Α |
| 又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号 | |
| (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪 | |
| (労働者派遣法の規定により適用する場合を含 | |
| む。)に当たる違法な行為 | |
| (56) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 | Α |
| (57) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条 | Α |
| 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 | |
| る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (58) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 | В |
| 号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行 | |
| 為 | |
| (59) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第1 | Е |
| 号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限 | |
| る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (60) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 | Α |
| に当たる違法な行為であって、特定遊興飲食店営業 | |
| において客の接待その他客に接する業務に従事させ | |
| ていたもの | |
| (61) (60)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 | В |
| 第1項の罪に当たる違法な行為 | |
| (62) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項 | С |
| 若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2 | |
| 項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しく | |
| は第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8 | |
| 第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な | |
| 行為 | |

(63) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 (64) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た D る違法な行為 (65) 覚醒剤取締法第41条の2 (所持又は譲渡に係る部 В 分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第2 0条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る 部分に限る。) 又は同条第3項に係る部分に限 る。) 、第41条の4 (同法第30条の7、第30条の9 第1項(譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11 (他人に対する施用に係る部分に限る。) に係る部 分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当 たる違法な行為 (66) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付 В 又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人 に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡 又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法 第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中 他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分 に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第6 8条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17 号の罪に当たる違法な行為 (67) あへん法第52条 (譲渡又は所持に係る部分に限 В る。) 、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる 違法な行為 (68) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当た D る違法な行為 (69) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪 D に当たる違法な行為 (70) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号 D の罪に当たる違法な行為 (71) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第 D 2号の罪に当たる違法な行為 (72) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又 D は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 (73) 刑法第24章(礼拝所及び墳墓に関する罪)の罪に D

| 当たる違法な行為 | | |
|---------------------------------|---------------------|---|
| (74) 関税法第69条の11第1項の規定(第1号及び第7 | 関税法第109条第1項・第2項 | Α |
| 号に係る部分に限る。)に違反する行為(薬物、公 | | |
| 安・風俗を害する書籍・図画等の輸入) | | |
| (75) 電波法第108条 (わいせつな通信の発信) の罪に当 | | Α |
| たる違法な行為 | | |
| (76) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖 | 無限連鎖講の防止に関する法律第5条、 | D |
| 講の禁止)の規定に違反する行為 | 第6条、第7条 | |
| (77) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する | 当せん金付証票法第18条第1項第1号 | D |
| 行為(当せん金付証票の転売) | | |
| (78) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 | 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法 | F |
| 第1項又は第2項の規定に違反する行為(二十歳未 | 律第3条第2項 | |
| 満の者の飲酒、親権者等の不制止) | | |
| (79) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 | 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法 | D |
| 第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の | 律第3条第1項 | |
| 販売・供与) | | |
| (80) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第1条 | | F |
| (二十歳未満の者の喫煙禁止)の規定に違反し、又 | | |
| は同法第3条第1項若しくは第2項(親権者等の不 | | |
| 制止)の罪に当たる違法な行為 | | |
| (81) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条 | | D |
| の罪に当たる違法な行為(煙草・器具の販売) | | |
| (82) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関 | 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防 | F |
| する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第 | 止等に関する法律第4条第2項 | |
| 2項の罪に当たる違法な行為(酩酊者の粗野・乱暴 | | |
| な言動等) | | |
| (83) 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、 | | Е |
| 第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為(愛護動 | | |
| 物のみだりな殺傷等) | | |
| (84) 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22 | 軽犯罪法第2条 | F |
| 号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第3 | | |
| 3号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行 | | |
| 為 | | |
| (85) 食品衛生法第6条若しくは第55条第1項の規定に | 食品衛生法第54条、第55条第3項、第 | D |
| 違反し、又は同法第81条第1項第3号若しくは第83 | 59条第1項、第60条、第61条、第8 | |

| 条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為 | 1条第1項第1号、第81条第2項、第 | |
|---------------------------------------|--------------------|---|
| (人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等) | 82条第1項·第2項 | |
| (86) 興行場法第2条第1項(営業の許可)の規定に違 | 興行場法第5条第1項、第6条、第8条 | D |
| 反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反) | 第1号 | |
| 若しくは第9条(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪 | | |
| に当たる違法な行為 | | |
| (87) 旅館業法第3条第1項(営業の許可)、第5条 | 旅館業法第7条第1項、第8条、第10 | D |
| (宿泊をさせる義務) 若しくは第6条第1項(宿泊 | 条第1号、第11条第1号 | |
| 者名簿の備付け等)の規定に違反し、又は同法第10 | | |
| 条第2号(営業停止命令違反)若しくは第11条第2 | | |
| 号(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法 | | |
| な行為 | | |
| (88) 公衆浴場法第2条第1項(経営の許可)の規定に | 公衆浴場法第6条第1項、第7条第1 | D |
| 違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違 | 項、第8条第1号 | |
| 反) 若しくは第9条(虚偽の報告、立入検査の妨害 | | |
| 等)の罪に当たる違法な行為 | | |
| (89) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為 | 道路交通法第119条第2項第7号 | Е |
| (無許可道路使用) | | |
| (90) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法 | 建築基準法第9条第1項・第10項前段 | D |
| な行為 (特定行政庁等の命令に対する違反) | | |
| (91) 消防法第39条の2の2 (防火対象物の使用禁止命 | 消防法第5条第1項、第5条の2第1 | D |
| 令違反等)、第39条の3の2(防火対象物の改修命 | 項、第5条の3第1項、第17条の4第 | |
| 令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用する設 | 1項·第2項 | |
| 備の使用禁止等に係る命令違反)若しくは第5号 | | |
| (消防用設備等の設置に係る命令違反等)又は第44 | | |
| 条第12号(消防用設備等の維持に係る措置命令違反 | | |
| 等)の罪に当たる違法な行為 | | |
| (92) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2 | D |
| 禁止)の規定に違反する行為 | 5条第1項第14号、第25条第2項 | |
| (93) その他の法令の規定に違反する行為 | | Н |
| <法に基づく処分又は条件に違反する行為> | | |
| (94) 指示処分違反 | 第31条の24 | С |
| (95) 営業停止命令違反 | 第31条の25第1項、第50条第3号 | A |

| (96) | 許可の条件違反 | 第31条の23 (第3条第2項) | С |
|-------|--|--|---|
| 7 負 | 次食店営業を営む者に対する営業停止命令(法第34 ************************************ | | |
| 条第 | 第2項) | | |
| <法制 | 告しくは法に基づく命令又は法に基づく 条 例の規定 | | |
| に違り | 支する行為> | | |
| (1) | 無許可風俗営業 (飲食店営業者が違反) | 第3条第1項、第49条第1号 | Α |
| (2) | 無許可特定遊興飲食店営業(飲食店営業者が違 | 第31条の22、第50条第4号 | Α |
| Б | 叉) | | |
| (3) | 構造・設備維持義務違反 | 第32条第1項 | D |
| (4) | 照度規制違反 | 第32条第2項 (第14条) | Е |
| (5) | 騒音·振動規制違反 | 第32条第2項 (第15条) | D |
| (6) | 客引き禁止違反 | 第32条第3項 (第22条第1項第1 | В |
| | | 号)、第53条第1号 | |
| (7) | 客引き準備行為禁止違反 | 第32条第3項 (第22条第1項第2 | В |
| | — — — — — — — — — — — — — — — — — — — | 号)、第53条第1号 | |
| (8) | 年少者接客業務従事禁止違反 | 第32条第3項(第22条第1項第4 | Α |
| (- / | | 号)、第51条第1項第4号 | |
| (9) | 年少者の立ち入らせ禁止違反 | 第32条第3項(第22条第1項第5 | В |
| (0) | | 号)、第51条第1項第4号 | |
| (10) | 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違 | 第32条第3項(第22条第1項第6 | В |
| , , | 一 | 号)、第51条第1項第4号 | |
| (11) | 、 深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反 | 第33条第1項 第3項 第55条第6 | Е |
| (11) | 体 区 日 规 促 | 日 | L |
| (12) | 深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義 | - ⁷ - 第33条第2項・第3項、第56条第3 | F |
| | 条違反 | 別の大角とは、別の大角の大角の | Г |
| | | | В |
| (13) | 深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反 | 第33条第4項に基づく条例、第51条 | Ъ |
| (1.4) | | 第1項第10号 | Б |
| (14) | 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反 | 第33条第6項(第18条の2) | D |
| (15) | 従業者名簿備付け記載義務違反 | 第36条、第54条第3号 | D |
| (16) | 接客従業者の生年月日等の確認義務違反 | 第36条の2第1項、第54条第4号 | D |
| (17) | 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義 | 第36条の2第2項、第54条第5号 | D |
| | 务違反 | M. 4M. = 0. | |
| (18) | 報告・資料提出義務違反 | 第37条第1項、第54条第6号 | D |

(19) 立入の拒否、妨害、忌避 第37条第2項、第38条の2第1項、 D 第54条第7号 <他の法令の規定に違反する行為> (20) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186 Α 条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に 係る部分に限る。以下(20)において同じ。)、第226 条、第226条の2(第3項については、営利又はわい せつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同 じ。) 、第226条の3、第227条第1項(同法第224 条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の 3の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限 る。以下(20)において同じ。) 若しくは第3項(営 利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20) において同じ。) 又は第228条(同法第224条、第225 条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227 条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪 に当たる違法な行為 (21) 刑法第136条若しくは第137条 (これらの規定中販 В 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条か ら第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違 法な行為 (22) 組織的犯罪処罰法第3条第1項(第5号又は第6 Α 号に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為 (23) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部 В 分に限る。)、第4条(同法第3条第1項第9号に 係る部分に限る。) 又は第6条(第1項第2号に係 る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為 (24) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不 D 当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意 思に反して次に掲げる役務を提供することを強制す る行為 イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてそ の客に接触する役務 ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱い

| だ姿態を見せる役務 | |
|---------------------------------|---|
| ハ 面識のない異性との一時の性的好奇心を満たす | |
| ための交際(会話を含む。)を希望する者と面会 | |
| する役務(イに該当するものを除く。) | |
| (25) (24)に規定する手段によって、客に(24)イ、口若 | D |
| しくはハに掲げる役務 ((24)口に掲げる役務にあっ | |
| ては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを | |
| 除く。)の提供を受けること又は令第4条に規定す | |
| る物品を購入し、若しくは借り受けることを強要す | |
| る行為 | |
| (26) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為 | Α |
| (27) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、 | Α |
| 第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当た | |
| る違法な行為 | |
| (28) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当た | В |
| る違法な行為 | |
| (29) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に | В |
| 記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消 | |
| 去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当た | |
| る違法な行為 | |
| (30) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条 | A |
| 又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号 | |
| (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪 | |
| (労働者派遣法の規定により適用する場合を含 | |
| む。)に当たる違法な行為 | |
| (31) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 | A |
| (32) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条 | A |
| 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 | |
| る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (33) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 | В |
| 号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行 | |
| 為 | |
| (34) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第1 | Е |
| 号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限 | |
| る。)の罪に当たる違法な行為 | |

(35) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 に当たる違法な行為であって、飲食店営業において 客の接待その他客に接する業務に従事させていたも \mathcal{O} (36) (35)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 В 第1項の罪に当たる違法な行為 (37) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項 C若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2 項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しく は第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8 第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な 行為 (38) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 Α (39) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た D る違法な行為 (40) 覚醒剤取締法第41条の2 (所持又は譲渡に係る部 В 分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第2 0条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る 部分に限る。) 又は同条第3項に係る部分に限 る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9 第1項(譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11 (他人に対する施用に係る部分に限る。) に係る部 分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当 たる違法な行為 (41) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付 В 又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人 に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡 又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法 第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中 他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分 に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第6 8条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17 号の罪に当たる違法な行為 (42) あへん法第52条 (譲渡又は所持に係る部分に限 В

る。) 、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる

| 違法な行為 | |
|--|-------------|
| (43) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当た | D |
| る違法な行為 | |
| (44) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪 | D |
| に当たる違法な行為 | |
| (45) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号 | D |
| の罪に当たる違法な行為 | |
| (46) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第 | D |
| 2号の罪に当たる違法な行為 | |
| (47) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又 | D |
| は第33条第2号の罪に当たる違法な行為 | |
| (48) 刑法第24章(礼拝所及び墳墓に関する罪)の罪に | D |
| 当たる違法な行為 | |
| (49) 関税法第69条の11第1項の規定(第1号及び第7 関続第109条第1項・第2項 | Α |
| 号に係る部分に限る。)に違反する行為(薬物、公 | |
| 安・風俗を害する書籍・図画等の輸入) | |
| (50) 電波法第108条(わいせつな通信の発信)の罪に当 | Α |
| たる違法な行為 | |
| 1 - 4 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 | |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条 (無限連鎖 無限連鎖講の防止に関する法律第5条、 | D |
| | D |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条 (無限連鎖 無限連鎖講の防止に関する法律第5条、 | D D |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条 (無限連鎖 無限連鎖講の防止に関する法律第5条、 講の禁止)の規定に違反する行為 第6条、第7条 | |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条 (無限連鎖 講の防止に関する法律第5条、 講の禁止)の規定に違反する行為 第6条、第7条 (52) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する 当せん金付証票法第18条第1項1号 | |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖 無限連鎖講の防止に関する法律第5条、 講の禁止)の規定に違反する行為 第6条、第7条 (52) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する 当せん金付証票法第18条第1項1号 行為(当せん金付証票の転売) | D |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条 (無限連鎖 無限連鎖講の防止に関する法律第5条、 講の禁止)の規定に違反する行為 第6条、第7条 (52) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する 当せん金付証票法第18条第1項1号 行為(当せん金付証票の転売) (53) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法 | D |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖 無限連鎖講の防止に関する法律第5条、 講の禁止)の規定に違反する行為 第6条、第7条 (52) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する 当せん金付証票法第18条第1項第1号 行為(当せん金付証票の転売) (53) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法 第1項又は第2項の規定に違反する行為(二十歳未 (| D |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖 無限連鎖講の防止に関する法律第5条、 講の禁止)の規定に違反する行為 第6条、第7条 第6条、第7条 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する 当せん金付証票の転売) (53) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 第1項又は第2項の規定に違反する行為(二十歳未 衛3条第2項 満の者の飲酒、親権者等の不制止) | D F |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖 無限連鎖講の防止に関する法律第5条、 講の禁止)の規定に違反する行為 第6条、第7条 第6条、第7条 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する 当せん金付証票の転売) (53) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 第3条第2項 満の者の飲酒、親権者等の不制止) (54) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法 | D F |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖 無聴鎖講の防止に関する法律第5条、 講の禁止)の規定に違反する行為 第6条、第7条 第6条、第7条 第6条、第7条 第6条、第7条 第6条、第7条 第6条、第7条 第6条、第7条 第6条、第7条 第1年 に 第3条第2項 に 第1年 に 第3年 に 第 | D F |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条 (無限連鎖 無連鎖講の防止に関する法律第5条、 講の禁止)の規定に違反する行為 第6条、第7条 第6条(第7項の規定に違反する 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する 当せん金付証票が販売) (53) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 第3条第2項 満の者の飲酒、親権者等の不制止) (54) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の 第3条第1項 販売・供与) | D F D |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖 講連類 の | D F D |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖 講の禁止)の規定に違反する行為 第6条、第7条 第1項又は第2項の規定に違反する行為(二十歳未 講の者の飲酒、親権者等の不制止) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の 販売・供与) 第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の 販売・供与) 第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の 販売・供与) の規定に違反し、又 は同法第3条第1項若しくは第2項(親権者等の不制止)の罪に当たる違法な行為 | D F D |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖 講の禁止)の規定に違反する行為 第6条、第7条 第1項とは金付証票の転売) 第1項とは第2項の規定に違反する行為(二十歳未 講の者の飲酒、親権者等の不制止) 第1項とは第2項の規定に違反する行為(二十歳未 第3条第2項 第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の 販売・供与) 第1項を提出に関スル法律第1条 第1項を提出に関スル法律第1条 第1項を提出に関スル法律第1条 第1項を提出に関スル法律第1条 (二十歳未満の者の喫煙禁止)の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項(親権者等の不 | D F D |
| (51) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条(無限連鎖 講の禁止)の規定に違反する行為 第6条、第7条 第1項又は第2項の規定に違反する行為(二十歳未 講の者の飲酒、親権者等の不制止) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の 販売・供与) 第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の 販売・供与) 第3項の規定に違反する行為(営業者による酒類の 販売・供与) の規定に違反し、又 は同法第3条第1項若しくは第2項(親権者等の不制止)の罪に当たる違法な行為 | D F D |

| する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第 2項の罪に当たる違法な行為(酩酊者の粗野・乱暴 な言動等) | 止等に関する法律第4条第2項 | |
|---|--|---|
| (58) 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、 第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為(愛護動 物のみだりな殺傷等) | | E |
| (59) 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第3号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為 | 軽犯罪法第2条 | F |
| (60) 食品衛生法第6条若しくは第55条第1項の規定に 違反し、又は同法第81条第1項第3号若しくは第83 条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為 (人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許 可営業、営業停止命令違反等) | 食品衛生法第54条、第55条第3項、 第59条第1項、第60条、第61条、 第81条第1項第1号、第81条第2 項、第82条第1項·第2項 | D |
| (61) 興行場法第2条第1項(営業の許可)の規定に違 反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反) 若しくは第9条(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪 に当たる違法な行為 | 興行場法第5条第1項、第6条、第8条 第1号 | D |
| (62) 旅館業法第3条第1項(営業の許可)、第5条 (宿泊をさせる義務)若しくは第6条第1項(宿泊 者名簿の備付け等)の規定に違反し、又は同法第10 条第2号(営業停止命令違反)若しくは第11条第2 号(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法 な行為 | 旅館業法第7条第1項、第8条、第10 条第1号、第11条第1号 | D |
| (63) 公衆浴場法第2条第1項(経営の許可)の規定に 違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違 反)若しくは第9条(虚偽の報告、立入検査の妨害 等)の罪に当たる違法な行為 | 公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号 | D |
| (64) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為 (無許可道路使用) | 道路交通法第119条第2項第7号 | E |
| (65) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法 な行為(特定行政庁等の命令に対する違反) | 建築基準法第9条第1項•第10項前段 | D |
| (66) 消防法第39条の2の2 (防火対象物の使用禁止命 令違反等)、第39条の3の2 (防火対象物の改修命 | 消防法第5条第1項、第5条の2第1 項、第5条の3第1項、第17条の4第 | D |

| 令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反)若しくは第5号 (消防用設備等の設置に係る命令違反等)又は第44 条第12号(消防用設備等の維持に係る措置命令違反等)の罪に当たる違法な行為 | 1項·第2項 | |
|---|--------------------|---|
| (67) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2 | D |
| 禁止)の規定に違反する行為 | 5条第1項第14号、第25条第2項 | |
| (68) その他の法令の規定に違反する行為 | | Н |
| <法に基づく処分に違反する行為> | | |
| (69) 指示処分違反 | 第34条第1項 | С |
| (70) 営業停止命令違反 | 第34条第2項、第50条第3号 | A |
| 8 興行場営業 (法第2条第6項第3号の営業を除 く。)を営む者に対する営業停止命令 (法第35条) | | |
| <法に規定する罪> | | |
| (1) 刑法第174条又は第175条の罪 | | Α |
| (2) 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項から第8項 | | Α |
| までの罪 | | |
| (3) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に | | В |
| 記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消 | | |
| 去等に関する法律第2条から第6条までの罪 | | |
| | | |
| 9 特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令 | | |
| (法第35条の2) | | |
| <法に規定する罪> | | |
| (1) 刑法第175条の罪 | | Α |
| (2) 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項から第8項 | | Α |
| までの罪 | | |
| (3) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に | | В |

| 記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消 去等に関する法律第2条から第6条までの罪 | |
|---|---|
| 10 接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令 (法第35条の4第2項、同条第4項第2号) | |
| <政令で定める重大な不正行為> | |
| (1) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当た | D |
| る違法な行為 | |
| (2) 覚醒剤取締法第41条の2 (所持又は譲渡に係る部 | В |
| 分に限る。)、第41条の3 (同法第19条若しくは第2 | |
| 0条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る | |
| 部分に限る。)又は同条第3項に係る部分に限 | |
| る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9 第1項(譲渡に係る部分に限る。)又は第30条の11 | |
| (他人に対する施用に係る部分に限る。) に係る部 | |
| 分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当 | |
| たる違法な行為 | |
| (3) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付 | В |
| 又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人 | |
| に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡 | |
| 又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法 | |
| 第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中 | |
| 他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分 | |
| に限る。)に係る部分に限る。)、第66条の4、第6 | |
| 8条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17 号の罪に当たる違法な行為 | |
| (4) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限 | В |
| る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる | ע |
| 違法な行為 | |
| (5) 刑法第174条、第175条、第183条、第224条、第225 | A |
| 条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以 | |
| 下(5)において同じ。)、第226条、第226条の2 | |

(第3項については、営利又はわいせつの目的に係 る部分に限る。以下(5)において同じ。)、第226条 の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第22 6条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を 幇助する目的に係る部分に限る。以下(5)において 同じ。) 若しくは第3項(営利又はわいせつの目的 に係る部分に限る。以下(5)において同じ。)又は 第228条(同法第224条、第225条、第226条、第226条 の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3 項に係る部分に限る。) の罪に当たる違法な行為 (6) 刑法第136条若しくは第137条 (これらの規定中販 В 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139 条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条か ら第182条まで又は第223条の罪に当たる違法な行為 (7) 組織的犯罪処罰法第3条(第1項第9号に係る部 Α 分に限る。) 又は第4条(同法第3条第1項第9号 に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為 (8) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部 В 分に限る。) の罪に当たる違法な行為 (9) 売春防止法第2章(第5条を除く。)に規定する Α 罪に当たる違法な行為 (10) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、 Α 第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当た る違法な行為 (11) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当た В る違法な行為 (12) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に В 記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消 去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当た る違法な行為 (13) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条 Α 又は第56条に係る部分に限る。) 又は第119条第1号 (同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪

(労働者派遣法の規定により適用する場合を含

む。) に当たる違法な行為

| (14) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為 | Α |
|--|---|
| (15) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条 | Α |
| 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 | |
| る。)の罪に当たる違法な行為 | |
| (16) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4 | В |
| 号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行 | |
| 為 | |
| (17) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 | Α |
| に当たる違法な行為であって、法第2条第13項各号 | |
| に掲げる営業において客の接待その他客に接する業 | |
| 務に従事させていたもの | |
| (18) (17)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 | В |
| 第1項の罪に当たる違法な行為 | |
| (19) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為 | Α |
| | |
| <法の規定による指示に違反する行為> | |
| (20) 受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に 第35条03第1号・第2号、第35条 | С |
| 対する指示処分違反 の4第1項・第4項第1号 | |
| | |